

福祉灯油の申請 忘れていませんか？



老人世帯、重度心身障害者世帯、ひとり親世帯などの生活の安定と福祉の増進を図るために、一定の要件を満たす世帯に対し、生活の一助として冬期採暖に必要な福祉灯油の購入助成を行います。

▲対象者▼

下記の条件すべてに該当する世帯

▲申請期日▼

令和8年3月2日(月)まで

▲申請場所▼

洞爺湖町役場介護高齢課、洞爺湖温泉支所・洞爺総合支所地域振興課

▲申請に必要なもの▼

- ・身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳
- ・令和7年中の収入状況がわかるもの（世帯全員分）
(年金の支払い通知書、年金の源泉徴収票、年金が振り込まれている通帳、給与の源泉徴収票、給与支払明細書)
- ・事業所得がある人は、令和6年分の確定申告書の写し
- ・代理申請の場合は委任状

▲助成の量▼

1世帯当たり灯油100リットル分の灯油購入助成券（現金支給ではありません）

▲支給方法▼

郵送にて交付（交付まで1～2週間程度かかりますのでご了承ください）

■問合せ 介護高齢課介護保険係 (☎74-3001)

- 条件1：令和7年11月1日現在洞爺湖町に住所があり①～③のいずれかに該当する世帯
- ①満65歳以上の人人が世帯主または世帯構成員であり、申請時において居住している世帯
- ②次の手帳の交付を受けている人が世帯主または同居する世帯
 - ・1、2級の身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳
 - ・Aランクの療育手帳
- ③ひとり親世帯で18歳未満の児童を扶養する世帯

- 条件2：条件1に該当し、かつ令和7年中の収入が次の限度額以下の世帯

・1人世帯	月額10万7千円未満
・2人世帯	月額14万2千円未満
・3人世帯	月額17万7千円未満
・4人世帯	月額21万3千円未満
・5人世帯	月額24万8千円未満
・6人世帯	月額28万3千円未満 (6人を超える世帯は、1人増加することに28万3千円に3万5千円を加えた額未満)

※1か月の平均収入額とは、令和7年中の世帯全員の収入額の合計を月割したものです

※限度額は世帯の構成人数で異なり、収入には非課税年金（遺族年金、障害者年金など）や家族などからの仕送り、児童扶養手当・特別児童扶養手当なども含まれます

※申請時において社会福祉施設などに入所または入院しており、令和8年2月末までに退院または退所の見込みがない人がいる場合、構成人数および収入額は含みません

※住民票上、別世帯であっても同居している場合は世帯の構成人数に含まれます

